

社会福祉法人神原苑 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

- 第 1 条 本規程は、当法人の定款の役員や評議員の報酬等の規程に従って、役員等（理事長、理事、監事、評議員等）が理事会、評議員会等法人の業務に従事する場合の報酬、並びに法人業務のため出張する場合の出張旅費等の費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

- 第 2 条 役員等が理事会、評議員会等の法人の業務に従事する場合の報酬を下記に掲げる。ただし、報酬は日額単位で支給する。

支 給 対 象 者	報 酬 額
理事長・理事・監事・評議員 他専任委員会の委員等	2,000円

- 2 本規程は、当法人の職員として勤務し給与支払いの対象になっている場合は適用対象外とする。二重の報酬の支給はなされない。

(費用弁償)

- 第 3 条 役員等が業務のため出張した場合は、その出張に関して費用弁償として出張旅費（宿泊料及び日当）を支給する。
- 2 理事会、評議員会等に出席するために必要となる交通機関の利用は実費で弁償する。
- 3 第一項の規程による出張旅費の額及び支給方法は、「社会福祉法人 神原苑 旅費規程」による。
- 4 本規程は、当法人の職員として勤務し出張旅費支払いの対象になっている場合は適用対象外とする。二重の費用弁償はなされない。

付 則

1. この規程は平成16年4月1日より施行する。
2. この規程は平成29年4月1日より施行する。